

書評

“Is Democracy Possible Here?: Principles for a New Political Debate”

(Ronald Dworkin 著)

田村正興

本書はいくつかの政治的論争に対して、リベラルの立場から議論を展開している。2つの「誰もが同意するであろう」原則の下で何が主張できるか、という形で展開しているのだが、その原則とは

- 1) Each human life has a special kind of objective value. (p.11)
- 2) Each of us has a personal responsibility for the governance of his own life. (p.17)

という2つである。1) は人間の生命・生活にはそれ自体に客観的価値があるので、政府は全員を等しく扱わねばならないことを意味する。2) は人間が生活するのに、彼ら自身が自分の決定を自由に、ただし責任を負って行わなければならないことを意味する。この簡単な2つの原則の下で、テロリズムと人権、政治と宗教、租税と平等に関して議論を進めており、基本的にはアメリカのブッシュ政権とその政策について否定的な評価をしている。評者は経済学を学ぶ者であるので、本稿では、政治学や政治哲学ではなく経済学の立場から、特に租税と平等についての Dworkin 氏の理論について批判的に考察をしたい。

上述した2つの原則から、Dworkin 氏が租税と平等問題について導いた結論を要約すると、「1) と 2) を満たす政府の租税・分配政策の目標は ex ante (事前的) な平等を実現することである。Ex ante な平等を実現する租税の規模は hypothetical insurance を考えることで分かる」ということである。ここで、ex ante な平等とは、人々が自分ではコントロールできない不平等の原因(病気、事故、環境、才能や能力)に対して、それらの事象が起こる以前には皆が同等な状態であることを指す。それらの不平等

が後に起こる可能性に対して政府があらかじめ補償をすることで事前的に平等な状態を目指す。重要なのは、病気を患った後(ex post)に補償をして結果の平等を実現するわけではなく、患う前(ex ante)に個々の状態が平等であればよい、ということである。現実にかかる不平等に対して、仮に保険が存在していたら人々が購入していたであろう額がすなわち ex ante な平等を実現する政府規模である。このように Dworkin 氏は結論付けて、現実の租税体系のうちでどのような種類の租税が望ましいのかを議論している。

まず指摘しなければならないことは、Dworkin 氏の提案する ex ante な平等はかなり「強い」概念だということである。それは、本書でもしばしば言及されている通り、人々の生まれつきの才能や能力も不平等の一部と見ているからである。事前的な平等概念としてよく知られる「機会の平等」という概念は通常生まれつきの才能や能力は不平等とみなさない。すなわち、機会の平等という一般的に考えられている事前的平等より、Dworkin 氏の ex ante な平等は強い平等概念である。このような強い ex ante な平等を達成する方法は、理想的には、不平等の原因となる個々の人々の性質を仮に政府が完全に知っていれば、それに応じてあらかじめ資産を再分配すればよい。しかし、現実にはこれは困難であり、本書では現実の租税体系の中でどのような種類の租税が望ましいか議論している。しかし、基本的に ex post に作用する租税体系の下で、ex ante な平等は問題なく達成できるだろうか。経済学的に考えると起こりうるモラルハザードの問題を考えると否定的に捉えざるを得ない。

具体的な例を挙げて問題を描写してみる。例えば、重い病気を患うというリスクに対して *ex ante* な平等を実現するには、人が生まれた時点で、その人の身体的・精神的な健全性を全て調べて、平等になるように強い人から弱い人へあらかじめ資産を移転しなければならない。これは現実には実施が困難なので、実際には、*ex post* に重い病気を患った人に対して *ex ante* にも不健康だったとみなして、政府が健康な人から納税された補助金を出すことになる。この場合、*ex ante* な平等を目指して *ex post* に資産を移転したところで、あまり大きな問題にはならない。なぜなら補助金が出るからといって、自分から好んで病気になる人、なることができる人はあまり多くないと思われるからである。一方、健康状態や病気ではなく、生まれながらの才能・能力の平等に関して同じように考えてみる。*Ex ante* な平等を実現するためには、理想的には、生まれた時点で才能・能力を全て調べ上げ、才能の豊かな人から乏しい人に資産を移転しなければならない。これは一般に不可能なので、現実では、*ex post* に才能・能力を発揮した後（すなわち成長して働き所得を得た後）に、所得の高い人を生まれつき才能のあった人と仮にみなし、所得の低い人に税金を通じて政府が所得を移転することになる。本書でも、*ex ante* な平等を目指すとしていながらも、このような *ex post* な課税を考えている。

しかし、この場合、病気の例とは異なり、人々の労働意欲に大きな影響を与えることになる。能力を発揮して高所得を得ても、生まれつき才能・能力があって不平等だとみなされ、所得を低所得の人に移転されるのであれば、能力の高い人が努力して活躍するインセンティブを損なってしまうことになる。Dworkin 氏の主張するように租税体系を「保険」だとした場合に、これは経済学でいう情報の非対称性の下でのモラルハザードの問題と見ることができる。

まとめると、Dworkin 氏の掲げる、生まれながらの才能・能力をも含んだ *ex ante* な平等そして保険の概念は、情報の非対称性があるために *ex ante* には難しく結局 *ex post* でしか行えない現実の租税政策の下では、モラルハザードを引き起こす可能性が大きい、ということである。実際、本書で Dworkin 氏は所得税・消費税・相続税など *ex post* に実施する租税政策を取り上げて議論しているので、経済学的に人々の厚生を考える場合には、上述したようなモラルハザードの問題を考慮にいれなければならないと考える。評者も *ex ante* な平等を否定するわけではなく、むしろある程度は必要な概念だと考えるが、その現実的な実施について経済学的な考察がなされてもよいのではないかと主張し、本書の書評とさせていただきたい。